

屋久島町告示第4号

一般競争入札告示

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、屋久島町所有の旅客船兼自動車渡船について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和3年1月20日

屋久島町長 荒木 耕治



1 入札に付する事項

(1) 入札するものの名称及び数量

旅客船兼自動車渡船「汽船フェリー太陽」の売却 1隻

(2) 仕様

項目	旅客船兼自動車渡船
竣工年月日	平成9年5月30日
船舶所有者	鹿児島県熊毛郡屋久島町
船籍港	鹿児島県熊毛郡屋久島町
航行区域	沿海区域
資格	JG、第2種船
船型	バルバスハリア付、傾斜型船首、クルザー型、シャフトブ ラケット付、2軸船型

主要寸法	
長さ(全長)	53.02m
長さ(垂線間長)	46.00m
幅(型)	10.50m
深さ(型) 車両甲板	3.80m
喫水(型)	2.85m
トン数	499GT
載貨重量	115トン

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当する者
- (2) 屋久島町長から指名停止措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までに該当する者
- (4) 税金等を滞納している者

3 売却の条件

- (1) 令和3年3月24日(水)までに売買代金を完納し、落札者は令和3年3月25日(木)に本船を現況有志で屋久島宮之浦港火ノ上山埠頭(鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2445番地65)において引渡しを受け、搬出するものとする。引渡しの際は、売主は登記・登録等に必要の一件書類を落札者に渡し、落札者は、売主の指定する代理人を同席させて一件書類を確認するものとする。

引渡し後は、落札者が速やかに所有権移転登記及び各証明書の手換・登録申請を行うものとする。

- (2) 本船の所有権に係る移転登記は、現所有者屋久島町から落札者へ行うものとする。
- (3) 本船の所有権移転登記、各証書の手換・登録に係る費用、搬出等に係る費用は全て落札者が負担するものとする。

4 入札参加資格審査申請書の交付及び受付

- (1) 交付及び受付期間

受付期間は、令和3年1月20日(水)から令和3年2月15日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 交付及び受付場所

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
屋久島町役場政策推進課企画調整係

- (3) その他

屋久島町ホームページ

(<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp>)からも入手することができる。

- (4) 提出場所

入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、屋久島町所有の船舶の売却に係る一般競争入札実施要領による。

- (5) 提出部数

1部

- (6) その他

提出書類は、受付場所へ直接持参又は郵送(受付期間内必着)により提出するものとする。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町政策推進課企画調整係

(3) 入札書の提出方法等

- ① 持参若しくは郵送のみとし、電信による入札は認めません。
- ② 郵送の場合は、内封筒に「屋久島町長名、入札件名、入札日、入札者住所・商号・代表者名」を記載し、代表者印を押印してください。また、朱書きで「入札書在中」と表記すること。（「入札書封筒の記載方法等」参照）
- ③ ②の内封筒に入札書を入れ封印すること。（入札条件で必要としている書類がある場合は、その書類も同封すること。）
- ④ 外封筒には宛先と入札参加者名ほか、提出期限を記載してください。また、朱書きで「入札書在中」と表記すること。（「入札書封筒の記載方法等」参照）
- ⑤ ③の内封筒（封印した入札書）を④の外封筒に入れて、一般競争入札の公告または指名競争入札の執行通知記載の提出先に一般書留郵便、簡易書留郵便若しくは特定記録郵便で郵送又は入札日当日持参すること。
- ⑥ ②の内封筒に2枚以上の入札書を入れないこと。
- ⑦ 郵送にあたっては、離島の郵便事情を考慮し提出期限までに到達するように余裕を持って発送すること。

(4) 入札書の提出期限

入札日時に持参すること。郵送については令和3年2月19日（金）午後5時必着とする。

(5) 入札辞退届の提出

入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を持参又は郵送により入札書提出期限までに提出すること。

(6) 入札の日時及び場所

- ① 日 時 令和3年2月22日（月）午後2時00分から
- ② 場 所 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20
屋久島町役場 議会棟 委員会室1
- ③ その他 開始10分前までには会場に入室すること。

6 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨とする。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の金額を令和3年2月15日(月)までに納付すること。
- (2) 入札保証金は、入札終了後、入札保証金還付請求書(第6号様式)の提出を受けた後に速やかに還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

8 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読し難い入札書による入札
- エ 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 入札金額以外の記載事項が捺印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
- キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いた入札書
- ク 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札
- ケ その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

- (2) 代理人による入札をしようとする時は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 同価入札をした者は、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじによって落札者を決定する。なお、くじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

9 契約保証金に関する事項

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

また、同価入札をした者が2名以上あった時は、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじによって落札者を決定する。

なお、くじを辞退することはできない。

1.1 その他の事項

- (1) 2に該当するものが落札した場合は、無効とする。
- (2) 一度引き渡された物件は、返品・交換はできない。
- (3) 令和2年11月に定期検査の受験を行っているが、主機関及び補機間の解放検査等の受験の延期を行っているので、落札者は令和3年5月16日までに検査を受検すること。なお、検査費用については落札者が負担するものとする。詳しくは船舶検査手帳の検査の記録の指定事項（令和2年11月17日 九州運輸局鹿児島運輸支局）を参照すること。
- (4) 落札者は、令和3年3月2日（火）までに売買仮契約を締結するものとする。

1.2 問い合わせ先

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20

屋久島町政策推進課企画調整係（担当：清岡、松田）

TEL:0997-43-5900 FAX:0997-43-5905

Eメール:senpaku@town.yakushima.kagoshima.jp

